

裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和5年3月2日に提起した全部公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、情報公開条例第10条第1項の規定により、令和4年12月15日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - ・ 告示をする旨の規定がある熊取町条例や規則のうち、その規定に基づく告示の事由が発生したにもかかわらず告示をおこなった記録がないものがあるもの
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年12月28日付4熊広第3476号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年3月2日に本件処分を不服として、処分庁に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は次の理由から、本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求めている。

・ 令和4年12月15日に情報公開請求をした請求に係る情報の内容は「告示をする旨の規定がある熊取町条例や規則のうち、その規定に基づく告示の事由が発生したにもかかわらず、告示を行っていないものがあるもの」であり、それに対して熊取町が公開をした情報は「個人情報保護規則」である。しかしながら令和5年2月15日付け3熊保育第2759号において「個人情報保護規則第5条に規定の告示については、条例制定ときに告示を行っているが、行政が取り扱う個人情報は多岐にわたるため、登録等の変更等も頻繁に発生することが

多いことから、都度の告示は行なっていない。当初の告示をもって足りるため、変更の告示は不要と考えている」と藤原敏司熊取町長が町の主張を述べている。つまり、藤原敏司熊取町長は都度の告示は不要であると主張しているのであり、告示をすることが不要なのであれば、告示の事由自体が発生していないこととなる。また、条例制定当時に同条に規定する告示を行なっているとも藤原町長は主張しているため、条例制定当時に告示の事由が発生し、告示を行ない、その後に新規登録や変更が行なわれた個人情報取扱登録簿については都度の告示は不要であるため、告示の事由は発生しない。

上記のことから、個人情報保護規則の規定に基づく告示の事由が発生したにもかかわらず、告示を行なっていないものは存在しないと考える。

第3 理由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求人は、自ら行った情報公開請求について不存在の決定を求めているところではあるが、情報公開条例は第1条の規定にあるとおり、町の保有する情報を公開することを目的としているものである。

審査請求人が主張する不存在である決定を求める情報公開請求自体が不適法なものであって、当然のことながら、審査請求の利益がないものであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により主文のとおり審理手続きを経ず裁決する。

令和5年5月12日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。